

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3287号)

令和7年12月18日

横 情 審 答 申 第 3287号

令 和 7 年 12 月 18 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年5月1日緑高第156号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「精神保健福祉相談記録のうち、特定年月日1特定医療機関入院中から特定年月日2に自宅に戻るまでの経緯のわかる記録部分」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「精神保健福祉相談記録のうち、特定年月日1特定医療機関入院中から特定年月日2に自宅に戻るまでの経緯のわかる記録部分」の保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年12月20日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第2号及び第7号に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 法第78条第1項第2号の該当性について

本件対象保有個人情報のうち、審査請求人以外の個人の氏名、住所、電話番号及び連絡、発言内容については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、個人を識別することができる情報であるため、本号に該当し、不開示とした。

## (2) 法第78条第1項第7号柱書の該当性について

ア 本件保有個人情報のうち、関係機関から得られた情報及びそれに関する連絡調整の内容については、請求者に共有しないことを条件に対象者の支援を円滑に進めるために提供されたものであり、開示することにより関係機関との信頼関係が損なわれ、今後協力が得られなくなる等、事業の適正な遂行に支障を及ぼすものとして、本号柱書に該当し不開示とした。

イ 本件保有個人情報のうち、支援の具体的な方針・手法については、審査請求人に対する評価・所見から決定されるものであり、その内容が審査請求人の認識と異なる場合、開示することにより審査請求人との信頼関係が損なわれ、今後の適正な支援の実施が困難になる等、事業の適正な遂行に支障を及ぼすものとして、本号柱書に該当し不開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、全部を開示するよう求める。
- (2) 不開示となった部分全ては、審査請求人に関する事柄であり、不開示部分は全て審査請求人の情報である。
- (3) 不開示部分には関係機関からの情報でない情報も含まれていると思われる。
- (4) 今後情報の収集が困難になるおそれはないと思われる。
- (5) 審査請求人の母の個人情報及び連絡・発言内容が含まれていることは確実である。

母は特定年月日3に亡くなっており、法第2条の生存する個人には該当しないため全て開示されるべきである。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 精神保健福祉相談に係る事務について

実施機関では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき、精神保健に関する相談支援や医療、福祉のサービス利用についての支援をしている。精神保健福祉相談を実施した際には、在宅援助記録票を作成している。

##### (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人に係る在宅援助記録票のうち精神保健福祉相談記録部分である。

当審査会において本件保有個人情報を見分し、不開示部分を、審査請求人以外の個人を特定する情報（以下「不開示部分1」という。）、実施機関内の関係課との連絡調整内容（以下「不開示部分2」という。）、外部の関係機関との連絡調整内容（以下「不開示部分3」という。）に分類し、以下検討する。

##### (3) 法第78条第1項第2号の該当性について

ア 法第78条第1項第2号では、「開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）・・・開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ハ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示情報と規定している。

イ 不開示部分1には、審査請求人以外の個人の氏名、住所又は発言内容が記載されている。審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、ただし書イからハまでに該当しない。

#### (4) 法第78条第1項第7号の該当性について

ア 法第78条第1項第7号柱書では、「・・・地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

イ 不開示部分について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 円滑に支援を行うために、関係課との対応状況並びに職員の評価・所見を基にした検討内容及び支援方針は明らかにしておらず、これらを開示すると実施機関の対応内容や支援方針に対して審査請求人の不信を招き、適正な支援の実施が困難になる。

(イ) 外部の関係機関との連絡調整内容は、対象者本人に共有しないことを前提に対象者の支援を円滑に進めるために提供されたものであり、開示することにより関係機関との信頼関係が損なわれ、今後協力が得られなくなる等、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 以上を踏まえ、次のように判断する。

不開示部分2には、緑区高齢・障害支援課と関係課との連絡調整内容である対応状況、具体的な検討事項及び支援方針が記載されている。これらの情報を開示すると、審査請求人への対応や支援方針を検討する中でどの関係課とどのような内容のやり取りがあったかが明らかとなることで、実施機関の対応内容や支援方針に対して審査請求人の不信を招き、円滑な支援の実施が困難になるなど、実施機関の審査請求人に係る支援業務に支障を及ぼすおそれがあると認められること

から、本号柱書に該当する。

また、不開示部分3には、外部の関係機関との連絡調整内容である対応状況、具体的な検討事項及び支援方針が記載されており、これらの情報は審査請求人に共有しないことを前提に提供されたものであり、開示することにより関係機関との信頼関係が損なわれ、今後協力が得られなくなるなど事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

(5) 審査請求人は、上記4(5)のとおり主張するが、法第78条第1項第2号は、開示請求者以外の「個人に関する情報」を不開示とするものであり、「個人に関する情報」には、死者の情報も含まれると解されるためこの主張は認めらない。審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 5 月 1 日	・実施機関から諮詢書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 5 月 31 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 10 月 16 日 (第320回第三部会)	・審議
令 和 7 年 11 月 20 日 (第321回第三部会)	・審議